

学修の成果に係る評価

成績評価

最終試験の評価は 100点満点とし、60点以上を合格として当該授業科目の単位修得を認め、60点未満の場合は不合格として単位は認定されません。（履修規程第15条）

成績の評価段階は、次の通りとします。

80点以上……………	「優」	
70点以上80点未満…	「良」	
60点以上70点未満…	「可」	合格(単位認定)
認定……………	「認」	
上記によらない合格…	「合」	
60点未満……………	「不可」	
論文・レポート等の未提出・	「未」	
最終試験欠席……………	「欠」	不合格
上記によらない不合格…	「不」	
最終試験受験資格喪失…	「失」	
留学等の事由で成績が いったん保留となるもの	「保」	保留

成績表は、アドバイザーを通じ本人に渡します。また春・秋学期毎に保護者宛に成績表を郵送します。なお、成績証明書には、「優」・「良」・「可」の評価のみが記載されます。

GPA制度

本学では、学業成績をはかる基準として、前項の「優」・「良」・「可」・「不可」の成績評価に加え、GPA(グレート・ポイント・アベレージ)制度を採用しています。

GPA制度は科目ごとの成績に単位数を加味した加重平均で全体の成績を表わそうとするものです。成績評価をより明確にし、個々の学生の学習指導に役立てることを目的にしています。また、GPAは学業成績優秀者の表彰や学内における各種奨学生の選考の際に資料とします。

(履修規程第16条)

(1) 成績評価と科目GP

各登録科目の成績評価を「4」、「3」、「2」、「1」、「0」に換算する。

成績評価(100点満点)	科目GP(グレート・ポイント)
90点以上100点……………	4
80点以上 90点未満……………	3
70点以上 80点未満……………	2
60点以上 70点未満……………	1
60点未満……………	0

(2) GPAの計算方法

科目GPに各授業科目単位数を乗じ、その総和を登録科目総単位数で割る計算でGPAの数値を出します。

$\text{GPA(グレード・ポイント・アベレージ)} = \frac{(\text{A科目GP} \times \text{A科目単位数}) + (\text{B科目GP} \times \text{B科目単位数}) + (\text{C科目GP} \times \text{C科目単位数}) + \dots}{\text{登録科目総単位数}}$

(3) GPAと学習指導

GPAによる学習指導は以下の通りです。

- ① 前学期GPAによって、履修登録の上限単位数が増減する
- ② 年間GPA(春学期または秋学期を起点とし、夏学期または冬学期を含む4学期)が1.00未満の者には、学部長が嚴重注意を行う。
- ③ 連続する2学期(夏学期または冬学期を除く)において、各学期のGPAが共に1.00未満の者には、学部長が保護者同席の上で、嚴重注意を行う。
- ④ 入学以来の累積GPAが1.50以上で、かつ既修得単位数が80単位以上の者は、最終学年において「卒業研究」を登録することができる。ただし、累積GPAが1.50未満の場合でも、その直前1年間の年間GPAが1.60以上で、年間34単位以上を修得し、学習態度に改善があった者には、「卒業研究」の登録を認めることがある。
- ⑤ 1年次秋学期以降で、連続する春・夏・秋・冬・春・夏学期または秋・冬・春・夏・秋・冬学期において当該期間の累積GPAが1.00未満の者には、学部長が退学を勧告する。但し、本人およびアドバイザーの意見を聞いた上で、成業の可能性があると判断されれば、この限りではない。また、学習の継続を希望する者は、特別履修期間として在学することができる。特別履修期間は在学年限に算入しない。

(履修規程第16条)

(4) GPAと表彰基準

GPAによる学業成績優秀者の表彰基準は、以下の通りです。

- ① 学 長 賞……学業成績が特に優秀と認められる者
各学期毎に、20単位以上を修得し、GPAが4.00の者
卒業時に4年間で卒業要件を全て充足し、累積GPAが3.50以上の上位の者
- ② 成績優秀賞……学業成績が優秀と認められる者。(学長賞受賞者を除く)
各学期毎に、20単位以上(※)を修得し、GPAが3.50以上の者
卒業時に4年間で卒業要件を全て充足し、累積GPAが3.50以上の者

(学生規程第18条)

※「課題研究Ⅰ」を修得した者は20単位以上の修得がなくてもよい。

(5) GPAと奨学制度

学長賞および成績優秀賞の表彰に値する学生は、同時に濱名ミサヲ先生記念奨学生第1種、第2種、第3種の選考対象者として推薦します。(学生規程第18条第3項)

また、以下の成績を修めた者には、学習奨励金が支給されます。

- ① 各学期に16単位以上を修得し、GPAが3.50以上の学生で、濱名ミサヲ先生記念奨学金を受給していない者に対して、当該期授業料の10%相当額を支給する
- ② 各学期に16単位以上を取得し、GPAが3.30以上の学生に対して、当該期授業料の5%相当額を支給する
(学習奨励金規程)

単位認定

(1)科目等履修・派遣留学

他の大学、または短期大学等、派遣留学先の大学または、短期大学で履修した単位を一定の単位数まで、本学の卒業要件単位として認定することができます。

(学則第29条、第30条)

認定にあたっては、他大学が発行する単位取得証明書(または成績証明書)、シラバスまたは講義概要・授業時間数が分かる資料を添えて、単位認定願を提出してください。期日等の詳細は、別途掲示します。

- ・派遣留学・・・協定に基づき本学が派遣する留学(例交換留学)
- ・他の大学、又は短期大学等の単位認定

他の大学からの転入学生で、入学時に履修した単位の認定を求める際には、入学後、履修登録が終了する期間までに、他大学が発行する単位取得証明書(または成績証明書)、シラバスまたは講義概要・授業時間数が分かる資料を添えて、単位認定願を提出してください。

(2)資格取得による単位認定

入学前、あるいは在学中に取得した検定や資格で、単位認定できるものがあります。認定にあたっては、検定や資格の合格証の写しを提出してください。対象となる資格については、改めて、掲示等で連絡いたします。

また、手続きの方法、期日等については、春学期は7月中旬頃、秋学期は1月中旬頃に、改めて掲示等によって連絡します。(学則第31条)

(3)必修免除

編入学生、留学生および課題研究Ⅰを履修した者は、必修科目や選択必修科目の履修が免除されることがあります。

(4)成績の扱い

単位認定の場合、原則として、評価は「認定」となり、GPA対象となりません。

(関西国際大学履修規程より)